

【検証した取組】 シティプロモーション動画等制作事業(第 5・9 条)

グループワークを基にした全体評価(5 段階)平均点

3.6

(小数点第 2 位
四捨五入)

5. 目的が十分に達成され課題が解消できている。発展している。
4. 目的達成に向けた取組みができている。
3. 目的を達成するため、一部改善が必要。
2. 目的を達成するため、全体的な見直しが必要。
1. 効果があまり期待できない。別の新しい取組みを検討すべき。

※目的とは、該当条文に掲げられていることを言います。

注)各委員さんの評価の平均を本事業の評価とします。算出によって生じる小数点以下は四捨五入します。

※委員の個別意見一覧

- ・今後も継続して市民活動（特に子どもたち）の機会を創っていくことが必要と思われる。
- ・目的としてはできていると思いますが、これで満足してはダメだと思います。

参 考 瑞浪市まちづくり基本条例抜粋

(市民の権利)

第 5 条 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。

- 2 市民は、まちづくりについての情報を知る権利を有し、情報の公開を求めることができます。

(子ども及び若者)

第 9 条 子ども（市民のうち、18歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

- 2 若者（市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。）は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。
- 3 市は、子ども及び若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。